

令和2年度～4年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会1-①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理					
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。					
達成すべき目標	公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。					
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を記載 (施策1・2 共通) ※ 単位未満を四捨五入し ているため、合計と内訳の 計が一致しない場合があ る。	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	51	48	48	49
		補正予算(b)	0	0	1	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	51	48	49	
執行額(百万円)	31	32	37			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)					

測定指標	公害等調整委員会における 公害紛争事件の受付、係属 及び終結の状況	基準値	実績値			目標	達成
		-	令和2年度	3年度	4年度	4年度	
		19件(受付) 45件(係属) 20件(終結)	14件(受付) 51件(係属) 15件(終結)	24件(受付) 60件(係属) 12件(終結)	24件(受付) 72件(係属) 32件(終結)	受け付け次第、適 正に手続を実施	目標達成
		年度ごとの目標	-	-	-		
		事件調査の実施状況	基準値	実績値			目標
		平成29～令和元年度 の平均値	令和2年度	3年度	4年度	4年度	
	27回 (総回数) 0.61回 (1事件当たり平均実 施回数)	25回 (総回数) 0.49回 (1事件当たり平均 実施回数)	25回 (総回数) 0.42回 (1事件当たり平 均実施回数)	31回 (総回数) 0.43回 (1事件当たり平均実 施回数)	必要な事件調査を 積極的・効率的に 実施	目標達成	
	年度ごとの目標	-	-	-			
	裁定事件(大型事件又は特 殊な事件を除く)の平均処理 期間	基準値	実績値			目標	達成
		-	令和2年度	3年度	4年度	4年度	
		1年3か月 (専門的な調査を 要しないもの)	約1年	約5か月	約5か月	裁定事件(大型事 件又は特殊な事 件を除く)の平均処理 期間が、専門的な 調査を要しないも のについては1年3 か月、専門的な調 査を要するもの については2年以 内となるよう事件を 処理	専門的な調 査を要しな いものにつ いて目標達 成、専門的 な調査を要 するものにつ いて目標 不達成
		2年 (専門的な調査を 要するもの)	約2年1か月	約2年2か月	約2年4か月		
		年度ごとの目標		1年3か月 2年	1年3か月 2年	1年3か月 2年	
	現地期日の開催状況	基準値	実績値			目標	達成
		平成29～令和元年度 の平均値	令和2年度	3年度	4年度	4年度	
3回		4回	4回	7回	現地で開催する ことが適当であると 考えられる期日 について、可能な限り 開催	目標達成	
年度ごとの目標		-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 裁定事件の平均処理期間については、専門的な調査を要するものにおいて、各年度とも目標を超過しているが、新型コロナウイルス感染症対策のため出張が自粛となり、現地調査の時期が延期されたことなどによるものであり、その他の目標については、事件調査の実施や現地期日の開催に適切に取り組むなど、達成されており、紛争の迅速かつ適正な処理が行われたと考えられるため。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況」について、受付件数は平成21年度以降、おおむね20件前後で推移しているところ、その水準で推移しているほか、終結件数も、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症対策のため手続に時間を要した事件が終結した結果、令和4年度には32件となり、適正に手続を実施していると評価できる。</li> <li>「事件調査の実施状況」について、調査回数及び1事件当たり平均実施回数は一定の水準を保っており、専門委員の任命、各種測定・分析の実施など、因果関係の解明に必要な調査を実施している。1事件当たり平均実施回数が基準値の約69～80%となっているのは、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症対策のため手続に時間を要し、評価対象年度の係属事件数が増加したためと考えられる。</li> <li>「裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間」について、専門的調査を要するものにおいて、当事者の意向も踏まえ特定の時期に調査を実施した事件等があったことや、新型コロナウイルス感染症対策のため出張が自粛となり、現地調査の時期が延期されたことなどから、各年度とも目標を超過しているが、個々の事件処理手続においては計画的な処理に努めており、引き続き、正確な原因究明による事件の適正な解決と迅速な処理の両立に取り組む必要がある。</li> <li>「現地期日の開催状況」について、被害発生地が遠隔であるかなど検討して、必要だと認められる現地期日につき可能な限り開催したほか、当事者の更なる負担軽減を図るため、令和4年度は、進行協議期日及び調停期日について、相当と認めるときは、電話会議又はウェブ会議方式によって期日を開催した。</li> </ul>
	次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】 公害紛争処理法の理念に則り、引き続き公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図るものとする。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の測定指標及び目標について、公害紛争処理の迅速性・適正性を適切に把握し、施策を推進することに資するため、継続することが適当。</li> <li>公害紛争事件の更なる計画的な処理に努めるため、現在測定指標としている「裁定事件の平均処理期間」の中間的な指標として、「未処理事件の係属期間の状況」を追加する。</li> <li>令和4年度から新たにウェブ会議方式による期日の開催が始まったことを踏まえ、「ウェブ会議方式による期日等の開催状況」を追加する。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	令和5年8月に、公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、令和2年度～4年度の政策の取組について有識者に説明を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(令和2年度～4年度) 各種会議における諸資料、各事件の処理経過等に関する諸資料
---------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会 事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	政策評価実施時期	令和5年9月
-------	--------------------	--------------------	--------------	----------	--------

令和2年度～4年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会1-②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等					
施策の概要	公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を行うほか、都道府県に設置された公害審査会等との連携を図る。					
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。					
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を記載 (施策1・2 共通) ※ 単位未満を四捨五入し ているため、合計と内訳の 計が一致しない場合があ る。	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	51	48	48	49
		補正予算(b)	0	0	1	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	51	48	49	
執行額(百万円)	31	32	37			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)					

測定指標	公害等調整委員会における 公害紛争事件の相談(※事案 ベース)、受付、係属及び終 結の状況(施策1-①再掲)	基準値	実績値			目標	達成
		-	令和2年度	3年度	4年度	4年度	目標達成
		313件(相談) 19件(受付) 45件(係属) 20件(終結)	341件(相談) 14件(受付) 51件(係属) 15件(終結)	470件(相談) 24件(受付) 60件(係属) 12件(終結)	516件(相談) 24件(受付) 72件(係属) 32件(終結)	利用促進に必要 な広報・周知を 実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
	都道府県公害審査会等にお ける公害紛争事件の受付、係 属及び終結の状況	基準値	実績値			目標	
		平成29～令和元年度の 平均値	令和2年度	3年度	4年度	4年度	おおむね 目標達成
		41件(受付) 77件(係属) 40件(終結)	40件(受付) 83件(係属) 38件(終結)	32件(受付) 77件(係属) 37件(終結)	29件(受付) 69件(係属) 31件(終結)	利用促進に必要 な広報・周知を 実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
	ブロック会議参加者アンケ ートにおける「業務に役立った」 の割合	基準値	実績値			目標	
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	4年度	目標達成
		77.7%	94%	97.3%	82.70%	80%	
		年度ごとの目標	80%	80%	80%	80%	

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公害紛争処理制度に係る広報・周知及び地方公共団体との連携強化による公害紛争処理制度の利用促進が図られ、国民の紛争解決に係る情報収集や適切な紛争処理手続の選択に資するよう努めた。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況」について、受付件数は平成21年度以降、おおむね20件前後で推移しているところ、その水準で推移している。また、「都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況」について、受付件数は減少している。一般国民、地方公共団体、法曹関係者に対して、利用促進に必要な広報・周知を体系的・持続的に行っているが、都道府県を含めた公害紛争処理制度全体の利用を進めていく必要がある。</li> <li>「ブロック会議参加者アンケートにおける『業務に役立った』の割合」について、令和2年度及び令和3年度実績値は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためブロック会議を中止して実施した「地方自治体職員向けウェブセミナー」参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合を記載している。令和4年度は、目標値の設定の根拠としたブロック会議参加者アンケートにおける「満足した」の割合を記載している。いずれの年度も80%を超えており、地方公共団体との情報交換がなされている。</li> </ul>
	次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】 公害紛争処理制度の一層の理解と利用を促進するため、引き続き国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等を図るものとする。</p> <p>【測定指標】 ・現在の測定指標及び目標について、公害紛争処理制度の利用状況を適切に把握し、施策を推進することに資するため、継続することが適当。 ・国及び地方公共団体が連携して、公害紛争処理制度全体として紛争解決機能を果たしていくことが重要であることから、公害紛争事件の処理に関して公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との相互連携の状況を把握するための目標・測定指標について検討する。 ・市区町村を含めた地方公共団体との連携状況をより適切に把握するため、「ブロック会議参加者アンケートにおける『業務に役立った』の割合」に加えて、「地方公共団体職員向けウェブセミナーの参加アカウント数」を追加する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	令和5年8月に、公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、令和2年度～4年度の政策の取組について有識者に説明を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(令和2年度～4年度) 各種会議における諸資料、各事件の処理経過等に関する諸資料
---------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会 事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	政策評価実施時期	令和5年9月
-------	--------------------	--------------------	--------------	----------	--------

# 令和2年度～4年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会2-①)

施策名	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整					
施策の概要	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。</li> <li>・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会全体の予算額等を記載(施策1・2 共通) ※ 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	51	48	48	49
		補正予算(b)	0	0	1	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	51	48	49	
執行額(百万円)	31	32	37			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)					

測定指標	基準値	実績値			目標	達成
		直近3件の平均値	令和2年度	3年度	4年度	4年度
鉱区禁止地域指定請求事件の平均処理期間	1年6か月	(係属なし)	(係属なし)	(係属なし)	受け付け次第、適正に手続を実施	-
年度ごとの目標		-	-	-		
測定指標	基準値	実績値			目標	達成
		平成29～令和元年度の平均値	令和2年度	3年度	4年度	4年度
鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	2件(受付) 6件(係属) 2件(終結)	0件(受付) 3件(係属) 2件(終結)	1件(受付) 2件(係属) 0件(終結)	0件(受付) 2件(係属) 2件(終結)	受け付け次第、適正に手続を実施	目標達成
年度ごとの目標		-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 鉱区禁止地域指定請求事件については係属がなかったが、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件について、公正中立かつ専門的な第三者機関として、適切に手続を実施した。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉱区禁止地域指定請求事件の平均処理期間」については、各大臣又は各都道府県知事からの請求により手続を開始するものであるが、令和2年度～4年度は請求がなかった。</li> <li>・「鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況」については、令和2年度～4年度の3年間で1件受け付け、係属した事件について適正な処理が行われ、3年間で4件が終結し、公益的な観点からの土地利用調整が図られた。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> 土地利用の調整に関し、各大臣等からの請求又は処分庁の実施した処分に不服のある者からの申請を受け、公正・中立な立場から行政機関としての最終的な決定を行う必要があることから、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を引き続き図るものとする。 <b>【測定指標】</b> ・現在の測定指標及び目標について、事件処理の状況及びその適正性を適切に把握し、施策を推進することに資するため、引き続き継続することが適当。

学識経験を有する者の知見の活用	令和5年8月に、公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、令和2年度～4年度の政策の取組について有識者に説明を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(令和2年度～4年度) 不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料
---------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	政策評価実施時期	令和5年9月
-------	----------------	--------------------	--------------	----------	--------

# 令和2年度～4年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会2-②)

施策名	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保					
施策の概要	土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行う。					
達成すべき目標	土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う。					
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を記載 (施策1・2 共通) ※ 単位未満を四捨五入し ているため、合計と内訳の 計が一致しない場合があ る。	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	51	48	48	49
		補正予算(b)	0	0	1	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	51	48	49	
執行額(百万円)	31	32	37			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)					

測定指標	土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況	基準値	実績値			目標	達成
		-	令和2年度	3年度	4年度	4年度	目標達成
		3件(受付) 21件(係属) 3件(終結)	7件(受付) 8件(係属) 3件(終結)	10件(受付) 15件(係属) 8件(終結)	7件(受付) 14件(係属) 11件(終結)	受け付け次第、適正に手続を実施	
年度ごとの目標	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 土地収用法に基づく意見の申出等について、行政庁の適正な処分を確保するため、適切に手続を実施した。
	施策の分析	・「土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況」については、令和2年度～4年度に係属した事件について適正な手続を進め、令和4年度の繰越件数は3件のみであるなど、安定的に処理し、主務大臣の処分等の適正化に寄与したといえる。
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> 土地利用の複雑・多様化に対応して、専門的かつ公正な立場から土地利用調整に寄与することが必要であるため、引き続き土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保に努めるものとする。 <b>【測定指標】</b> ・現在の測定指標及び目標について、事案処理の状況及びその適正性を適切に把握し、施策を推進することに資するため、引き続き継続することが適当。

学識経験を有する者の知見の活用	令和5年8月に、公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、令和2年度～4年度の政策の取組について有識者に説明を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(令和2年度～4年度) 意見の申出等事案に関する諸資料
---------------------------	--

担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	政策評価実施時期	令和5年9月
-------	----------------	--------------------	--------------	----------	--------